令和８年度　定　期　監　査　報　告　（第３号）

１．監査の対象　　総合政策部〔総合政策室、地域創生室〕
北方領土・国際交流部〔北方領土対策課、国際交流室〕
総務部〔財政課〕

２．監査の期間　　自　令和８年　８月３１日

至　令和８年１０月　２日

３．監査の場所　　監査委員事務局

４．監査執行者　　根室市監査委員　宮　野　裕　行

根室市監査委員　五十嵐　　寛

５．監査の範囲

前記各部課に係る令和７年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

（１）前回監査の指摘事項の処理状況について

（２）予算執行の全般的な体制の適否について

（３）収入事務について
①　過誤納金の処理の適否
②　調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
③　調定漏れの有無
④　滞納の状況、理由等の調査及び記録の整否
⑤　減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
⑥　欠損処分に係る法令等の適用の適否
⑦　時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の当否
⑧　現金引継ぎの正否

（４）支出事務について
①　支出負担行為の適否
②　予算目的に反する支出の有無
③　決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
④　予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
⑤　資金前渡金、概算払、前金払等の適否

⑥　資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
⑦　負担金、補助金、交付金等の適否
⑧　支出科目の当否
⑨　帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
⑩　宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
⑪　不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
⑫　予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
⑬　年度区分誤りの有無

（５）契約事務について
①　２年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
②　配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
③　議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
④　入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
⑤　指名競争入札の指名及び通知の適否
⑥　随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
⑦　契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
⑧　検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
⑨　検査等の実施時期及びその方法の当否

（６）財産管理について
①　財産取得及び処分並びに手続きの当否
②　財産台帳等の財産記録書類の整否
③　損害保険関係事務の当否
④　物品購入の計画性及び効率性の適否
⑤　物品出納簿等帳簿類の整備の適否
⑥　紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
⑦　寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
⑧　債権記録管理の適否
⑨　基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
⑩　基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
⑪　貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

（７）その他の事務について
①　職員出勤簿の整理の適否
②　時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
③　出張に係る復命の良否
④　文書整理、保存の良否

６．監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎　総合政策部

●　総合政策室
○　総合政策担当

１．支出事務について
【指摘事項】
（１）　概算旅費の精算時期について、用務終了後５日以内に精算しなければならないが、期限を超えて精算されている事例があるので、職員等の旅費に関する条例第１２条第２項及び会計規則第７１条第１項の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

２．契約事務について
【指摘事項】
（１）　根室市地域おこし協力隊業務委託契約書において、収入印紙ではなく収入証紙が貼付されている事例が１件認められた。今後、契約締結に当たっては契約書の確認を徹底されたい。

●地域創生室
○地域創生担当

１．支出事務について
【指摘事項】
（１）　役務費（手数料）の支出に係る文書発議において、ふるさと納税ポータルサイト事業者等への別途申込により支出するポータル内広告費用の一部について、１件３０万円を超える支出に係る文書発議が行われていないので、予算の編成及び執行に関する規則第２２条の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

（２）　会場借上料（ふるさと納税関係イベント出展料）において、令和７年度における出展３回のうち、２回分は各５０万円、１回分は３０万円を超える金額となっているが、契約規則第２９条第１項又は第３０条第１項ただし書きに規定する契約書又は請書が徴されていないので、適正に事務処理されたい。【請書については令和２年度指摘事項】

２．契約事務について
【指摘事項】
（１）　消耗品（アイスカップ）の単価契約において、執行通知に単価契約である旨の記載がなく、指名業者に対する適切な通知が行われていないので、通知前の内容確認を徹底されたい。

◎　北方領土・国際交流部

●　北方領土対策課
○　北方領土対策担当

１．収入事務について
【指摘事項】
（１）　道支出金に係る歳入調定伺票において、歳入金を調定したときは、会計規則第２１条の規定に基づき直ちに会計管理者に通知しなければならないところ、起票日から２カ月以上経過して会計課に回付されているものがある。
本件は、令和２年度監査において指導事項とし、令和４年度監査においても改善が見られなかったことから指摘事項としたものであるが、令和８年度監査においても、なお同様の事例が発生しており、複数回にわたる指摘をしているにもかかわらず改善に至っていない。
このことから、当該事務に係る内部統制及び管理監督が十分に機能していない状況にあると考えられるので、事務処理の手順、処理状況の進行管理及びチェック体制を改めて検証のうえ、今後同様の事例を発生させないための組織的かつ継続的な再発防止策を講じられたい。【前回指摘事項】

２．支出事務について
【指摘事項】
（１）　北方領土復帰期成同盟運営事業補助金に係る補助金等確定（支出）伺書において、補助金確定処理に必要な書類（事業報告及び決算書類）が出納整理期間内に整わず、関係課の合議を経ることができなかったため、文書が未完結となっている。
本件について、担当課からは「補助団体の総会が６月に開催されるため、必要書類の提出を受けることができなかった」との説明を受けた。
しかし、事業報告及び決算書類は、補助団体における定款第３９条の規定により、総会開催前に理事会の承認を受ける必要があること、また、当該理事会は例年５月に開催されていることから、補助団体から理事会提出資料の提供を受けていれば、少なくとも出納整理期間内に必要書類の内容を確認し、補助金確定処理に向けた準備を進めることは可能であった。
このことから、必要書類を入手できる時期の確認及び補助団体との調整が十分でなかったことが、事務処理の遅延の一因となったものと考えられる。
担当課においては本件を重く受け止め、今後は、処理期限を踏まえた進行管理を徹底するとともに、同様の事例を発生させないため、組織的かつ継続的な再発防止策を講じられたい。

３．契約事務について
【指摘事項】
（１）　望郷の家正面入口サッシ改修工事契約において、執行通知では部分払を「行わない」こととしているが、執行伺書では部分払について「既済相応請負代金相当

額の９／１０以内」としており、整合性の取れない内容を指名業者に通知しているので、起案前の内容確認を徹底されたい。

（２）　備品購入（ＡＥＤ）に係る検収書において、契約書第５条第２項に基づき検査書が作成されているが、検査結果の通知書類がなく、当該結果の契約人への通知が行われていないと認められるので、契約内容に基づき通知されたい。

（３）　根室国後間海底電信線陸揚施設保存活用計画書印刷製本契約において、執行伺書及び執行通知では物品に係る概要・仕様等を「別紙のとおり」としているが、仕様書が添付されていないので、適正に事務処理されるよう是正されたい。

○　ニホロ管理・四島交流担当

１．収入事務について

【指摘事項】

（１）　北方四島交流センター使用料及び資料複写手数料において、収納金が会計規則第３３条第１項及び第３項に規定する時期までに払い込まれていない事例が散見されるので、速やかな払込を徹底するとともに、事例の多くが休館日の翌日付の払込であることから、原則の対応が困難な場合は、同規則同条第４項の規定により取り扱うことについても検討されたい。

２．支出事務について

【指摘事項】

（１）　食糧費支出承認伺書において、来客提供用としてドリップコーヒー及び飲料水の支出承認伺が３月に起案されており、担当課からは「次年度に向けた在庫補充」である旨を確認したが、予算の執行は原則として当該会計年度の行政需要に対応して行うべきものであり、次年度使用分を当年度予算で支出することは、会計年度独立の原則及び予算の単年度主義の観点からも不適切な執行であるので、今後は年度当初に必要数量を購入するよう是正されたい。

３．契約事務について

【指摘事項】

（１）　長期継続契約における印紙税の取扱いについては、平成１９年３月１３日付財政課長通知により、契約期間全体の金額を相当額と取り扱うこととしているが、以下の委託契約においては単年度分の金額に基づく収入印紙が貼付されており、その結果、収入印紙の額が過少となっているので、適正に事務処理されたい。

①　北海道立北方四島交流センター清掃業務委託

②　北海道立北方四島交流センター排水処理装置保守点検業務委託

（２）　北海道立北方四島交流センター自動ドア保守点検業務委託契約において、契約書第９条第２項に規定する検査結果の書類がなく、当該結果の作成及び契約人への通知が行われていないと認められるので、適正に事務処理されたい。

（３）　北海道立北方四島交流センター前庭等管理業務委託において、委託業務の概要・仕様等を「別紙のとおり」とした指名競争入札執行通知（送り状を含む２枚）を、各指名業者あてＦＡＸ送付しているが、送り状に記載の書類送信枚数から、通知の時点で別紙概要・仕様等が指名業者に対し送付されておらず、地方自治法施行令第１６７条の１２第２項に規定する「その他入札について必要な事項」の通知が不十分であると認められるので、入札の執行にあたり必要な事項は、適切な時期に漏れなく通知するよう改善されたい。

● 国際交流室
○ 国際交流担当

・特記事項なし

◎　総務部

●　財政課
○　財政担当

・特記事項なし